

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

⇨ 会社と役員で不動産取引をする場合

Q :会社と役員間で不動産を売ったり買ったりする場合、どんな課税関係が生じますか？

A :次のような課税関係が生じます。

【解説】

[会社の資産を役員へ売却するとき]

会社が役員に資産を売却する場合には、その譲渡対価と時価に差があるときは、次のような課税関係が生じます。

①譲渡対価<時価のとき

譲渡対価と時価との差額は、会社の収益に計上されるとともに、役員に対する賞与(損金不算入)として取り扱われます。

②譲渡対価>時価のとき

譲渡対価は会社の収益に計上されます。

[役員資産を会社が買い入れるとき]

役員資産を会社が買い入れる場合には、その譲渡対価と時価に差があるときは、次のような課税関係が生じます。

①譲渡対価<時価のとき

譲渡対価と時価との差額は、会社の収益に計上されます。また、役員においては、譲渡対価が時価の2分の1未満であるときは、時価で譲渡があったものとみなして所得税が課されますが、2分の1以上であるときは、その譲渡対価をもって所得税を計算します。

②譲渡対価>時価のとき

譲渡対価と時価との差額は、役員に対する賞与(損金不算入)として取り扱われます。

